

# 「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史

第13回

## 関与先450社なのに、税務調査省略率100%！のポイント その2

今回は、前回の続きである税務調査省略率を100%にするポイントについて解説していきますが、その前に、税務署が税務調査先を選定する仕組みについて触れたいと思います。

税務署は管轄事業者の決算申告書のデータを「国税総合管理システム(略してKSKシステム」と言われています。このKSKシステムとは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を一元的に管理することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

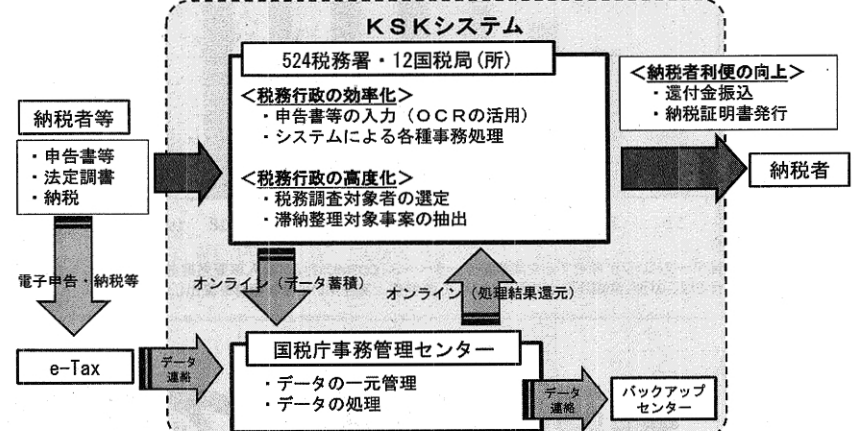
今回は、前回の続きで、果になるケースは多々あります。売り上げ増加を見込んで従業員を多く採用したにも関わらず、見込んでいた売り上げが頓挫してしまうなど、あり得る事です。KSKシステムでピックアップされたとしても、「書面添付」にてその異常部分に関するキチンとした記載があれば、各部門の統括官が書面を確認し、納得すれば税務調査の対象になる事はありません。

重要なのは、第1に書面添付を行うこと、第2に書面に異常値と思われる部分についてその理由をキチンと記載することです。この意味合いからも「書面添付制度」を活用するメリットをご理解頂ぎ、意見聴取も税務調査も質問は同じ、前回の続きである③以下をお読み頂きたいと思えます。

繰り返すになりますが、「書面添付の記載内容」、「意見聴取での質問」、「税務調査で見たい部分」は同じです。税務調査対策および自社の管理についてという視点

### 国税総合管理(KSK)システムの概要

国税総合管理システム(以下「KSKシステム」という。)は、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を一元的に管理することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。



業種)の管理方法  
現金を取り扱う業種とは、売上代金が現金で受領の業種です。この業種では、売上現金(以下、小口現金)から支出下、レジ現金と言います。小口現金の残高が少なくなってきたら、銀行から引き出して補充します。補充した小口現金から、消耗品などの購入支出をするという一方通行となります。

その一方で、現金の管理ができていないという説明が成り立つので、現金売上高について記載します。通帳にメモ書き記載することを躊躇される方がいらっしゃいます。

この現金管理については、以上の管理ができていればスナリ納得となる部分ですから、ぜひ実践してください。売上現金は毎日キャッシュインバンクが望ましいですが、毎日難しいという場合は3日分を1回に預け入れせず、3回に分けて預け入れましょう。そして通帳に〇月〇日分と書き記載することを躊躇される方がいらっしゃいます。

税務署が確認したいポイント  
前回は、七つのポイントのうち、①経理体制について②税理士の関与度合いを記載しました。

③現金(現金を取り扱う

具体的には、基本レジ現金は入金のみとし、毎日、一定額の釣銭を残した売上代金を銀行に預けた売上現金をそのまま銀行に預け入れるという事です(これをキャッシュインバンクと言いま



【事務所紹介】  
蛭田昭史税理士事務所、顧問先数450社で税務調査省略率100%！従業員数25名、品川区西五反田7の22の17 TOCCビル11F(税務だけでなく、コロナ禍においてコロナ緊急融資、持続化補助金等の対応も行っております)、03・3490・3277、ぜひホームページをご覧ください  
URL: <https://www.iri-taka-kaikai.com/>

いますが、むしろ通帳にメモ書きがある方が、信ぴょう性は格段に高まりますので躊躇なくメモ書きをしてください。

紙面の都合で今回は、  
③現金(現金を取り扱う業種)の管理方法のみの説明となりましたが、来月以降に、  
④売り上げの計上基準  
⑤給与の形態と計算方法  
⑥事業年度をまたぐ業務について  
⑦個人事業者への支払根拠の源泉所得税の取り扱い  
の解説を順次記載してまいります。